

食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会

第42回議事録

1. 日時 平成21年1月23日（金） 10:01～11:59

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 「食品安全委員会の改善に向けた検討」について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、岡本専門委員、近藤専門委員、多賀谷専門委員

田近専門委員、中村（憲）専門委員、中谷内専門委員、山本（唯）専門委員

(専門参考人)

中村（雅）専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、柴田課長補佐、船坂課長補佐

角田勸告広報課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）

資料 2 食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）

（食品安全委員会第269会合配布 資料5）

参考資料 1 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿

参考資料 2 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

6. 議事内容

○関澤座長 それでは、よろしいでしょうか。予定の時間となりましたので、第 42 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催させていただきたいと思います。

専門委員の皆様、御多用の中御出席ありがとうございます。本日は、唐木専門委員、吉川専門委員、高橋専門委員、高浜専門委員、千葉専門委員、山本茂貴専門委員、渡辺専門委員が御欠席で、9 名の専門委員の皆さんと、専門参考人の中村雅美さんに御出席いただいておりますが、中村善雄さんは御欠席と伺っております。

食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の小泉委員長代理、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員に御出席いただいております。食品安全委員会事務局、その他の出席者については、お手元の座席表を御覧いただきたいと思います。

それでは、本日の会議の全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料、議事次第がございますので、そちらを御覧いただいて議事に入りたいと思います。まず、資料の御確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小平リスクコミュニケーション官 おはようございます。資料の確認をさせていただきますと思います。お手元の封筒の中に入っている資料、議事次第の 1 枚紙と座席表がございます。

資料 1 「食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）」。

資料 2 「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」ということで、今日はこの資料 2 について、リスクコミュニケーション専門調査会に関わる部分について、御議論いただきたいと思います。思っております。

参考資料 1 としまして名簿と、裏面になりますけれども、参考資料 2 としまして、審議を求める事項ということでございます。

資料が足りない場合お申し出いただきたいと思いますんですが、よろしゅうございましょうか。

それから、併せて事務局の人事異動がございまして、日野次長がかかわられまして大谷次長が新たに着任されましたので御紹介させていただきます。

○大谷事務局次長 5 日に着任いたしました大谷でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○関澤座長 ありがとうございます。それでは、議事次第に沿って、本日はまず1番の食品安全委員会の改善に向けた検討について、議論を進めたいと思います。

まず、資料1によって御説明いただきまして、それから、資料2によって素案の構成趣旨、考え方、とりわけリスクコミュニケーションに関係した項目の3.2から3.4あるいは3.5にかけて、御説明をいただきたいと思います。

その後、それらの記載内容について不足している点、重点的に考えた方がよい点、具体的に進める際の留意点などについて、御意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、早速資料1に沿いまして御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、資料1を御準備いただきたいと思います。まず資料1の裏面を御覧いただきたいのですが、裏面に「参考」とございます。これは昨年の8月7日の食品安全委員会の決定内容でございますけれども、食品安全委員会は5年を迎えまして、これまでやってきた活動を振り返り、今後どんな方向で改善を進めていったらいいかということについて、本委員会で検討を進めていこうということになりました。

「2 検討の進め方」のところにありますように、論点整理をしながら、②のところにありますけれども「本委員会において取りまとめた改善骨子（案）については、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会等の意見を聴き、年度内に最終取りまとめを行うものとする」となっております。今日はこの「リスクコミュニケーション専門調査会等の意見を聴き」という部分に当たるということになります。

表面にお戻りいただきたいと思います。下の方に「（参考）これまでの検討の経緯」というのがございますが、昨年の夏以降、食品安全委員会の本委員会におきまして、論点整理から改善の方向性などの具体的な案につきまして検討が進んでまいりました。

前回の第41回のリスクコミュニケーション専門調査会は、12月15日に開かれたんですけども、食品安全委員会の本委員会の方における具体的な方策の検討と並行して、ちょっとリスクコミュニケーションに関する部分の量が多くなりますので、あらかじめ御意見をお伺いしたという位置づけになります。

資料1の表の中にありますように、1月15日の269回の食品安全委員会におきましては、今日御議論いただく取りまとめ素案というものについて、委員会で議論がありました。そして、本日23日ですけれども、リスクコミュニケーション専門調査会でこの案について御意見をいただくというのが、2つ目のコラムのところになります。

あとは企画、緊急時対応の専門調査会の御意見等も聞き、2月中旬にはそれらを踏まえ

て、食品安全委員会として改善に向けた方向の案をとりまとめ、また、意見情報の募集を行い、3月には最終案のとりまとめを行いたい。こんな日程で進みたいということでございます。

今日の位置づけは先ほど申しましたように、専門調査会としての御意見を伺うという形になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○関澤座長 今のところはよろしいですね。それでは、早速資料の内容の御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○角田勸告広報課長 それでは、資料2「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」に基づきまして御説明いたします。

1 ページめくっていただきますと目次がございますが、「取りまとめ素案」の全体の構成としては、「1 食品安全委員会の改善に向けた改善の趣旨」。

「2 改善に向けた検討に当たっての基本的考え方」。

「3 改善に向けた方策」。

その中で、「3. 1 食品健康影響評価の実施に係る改善方策」、「(1) 評価全般に関する改善方策」、「(2) 自ら評価に関する改善方策」となっております。

「3. 2 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視等に係る改善方策」、

「3. 3 多様な手段を用いた情報提供に係る改善方策」、

「3. 4 リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」となっており、3. 2から3. 4が広くリスクコミュニケーションに関する項目となっております。

「3. 5 緊急時対応に係る改善方策」。

「3. 6 委員会運営全般に係る改善方策」、「(1) 委員会の体制などの業務基盤に係る改善方策」、「(2) 委員会の運営に係る改善方策」。

「4. おわりに」という構成となっております。

1 ページでございますが「1 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨」については、昨年来検討してきた経緯をまとめております。最初に「食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた」として、食品の安全性を科学に基づき中立公正に評価する機関としての、この5年間の活動実績や取組を記載しております。これらの活動を通じて、「『リスク分析』の考え方やリスクコミュニケーションという手法についての理解が進むとともに、リスク評価プロセスの透明性の向上や食品安全に関する情報提供の充実などが図られ、食品安全委員会の取組は一定の成果を上げてきたと言える」としております。

他方として「食品安全委員会の役割や機能が国民の間に未だ十分には浸透していない事情とも交錯して、消費者等関係者の中に食品安全委員会は食品安全行政の中で十分に力を発揮していないという思いを抱いている方もいる」。

また、現在、政府においては「消費者庁の設置を進めており、食品安全委員会においても、より国民の目線に立った活動が求められている。

設立5年が経過し、諸環境が変化していく中で、食品安全委員会も、国民の期待により一層応えていけるように、これまでの活動を点検し、次なるステップを踏み出す足場固めをする時期を迎えたと言える。」

このような状況を踏まえ、食品安全委員会においては、平成20年7月24日に「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定したとしております。

「本文書（案）は、この決定を受けて、委員会会合における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめたものである」という経緯を記載しております。

2 ページ「2 改善に向けた検討に当たっての基本的な考え方」でございますが、第2段落でございますけれども「食品安全委員会は、この『リスク分析』の枠組みの中で、リスク評価を実施する機関として、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を行うことを基本的な使命としている。このような食品安全委員会の活動は、食品安全基本法にその根拠が定められており、今般の『改善に向けた検討』に当たっては、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかという観点から検討を行った」ということが、基本的考え方として記載されております。

また「改善に向けた検討」においては「現在の事務局体制の中で取り組むことができる事項には自ずと限界があることから、現在の事務局体制をベースとした当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討を行った」としております。

前回の調査会で専門委員から、「項目に優先順位を付けて検討すべきではないか」という御意見があったところでございますが、当面の取組と中長期的な取組という2段階の形で進めていくこととしております。

3 ページ以降が「3 改善に向けた方策」でございますが、広くリスクコミュニケーションに関する事項といたしましては、8 ページをお開きください。

8 ページでございますが、まず「3. 2 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視等に係る改善方策」でございます。

「①現状」でございますが、「食品安全委員会は、リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する権限を持っている。併せて、食品安全委員会は、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べることができる」としております。

これまでに食品安全委員会が実施した監視等の取組の状況は「これまでの実績」に記載しているとおりでございますが、「これら食品安全委員会に付与されている権能をより積極的に活用すべきとの指摘が消費者等関係者から寄せられている」ところであります。

また「食品安全委員会では、食品安全モニター（全国 470 名に依頼）の活動や食の安全ダイヤルを通じて、広く国民から意見や情報を提供いただき、委員会の活動に反映させる取組も実施してきている」と記載しております。

「②改善方策」でございますが、「ア．監視機能等の改善」については「食品安全委員会によるリスク評価結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて食品安全委員会に報告を求めるなど適切な対応を行う」としております。

9 ページでございますが「評価書に『施策の実施に当たっての留意事項』を付す場合は、食品安全委員会からの要請事項の明確化を図る観点から、できる限り、評価書をリスク管理機関へ通知する際の文書に明記する」こととしております。

「イ．食品安全モニターの活動等の改善」についてでございますが、1 つ目の丸印ですけれども「食品安全モニターの活動を施策形成に効果的に反映する観点から、自ら評価の候補案件等を募集するなど、事項を指定してモニターの意見を聴く機会を増やす。また、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについては、フィードバック（情報提供）を行う」としております。

2 つ目でございますが、「地域において食品安全に関する活動をより積極的に担っていただけるように、その活動を支えるための情報提供に努めるとともに、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション推進事業を活用してリスクコミュニケーション技術の向上等を図る」こととしております。

前回の調査会で専門委員から、「食品安全モニターは一定の知識を有しているのもっと活用すべき」という御意見がありましたが、このような改善を図ることとしております。

3 つ目でございますが、食品安全モニターについては「資格要件を設けているが、引き

続き優秀なモニターを維持・確保できるように、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする」としております。

現在、平成 21 年度食品安全モニターの募集を行っているところでございますが、今回のモニター募集においても、こういった点につきましては先行して実施しているところでございます。

4 つ目でございますが、「食品安全モニター会議の運営については、会議後に実施しているアンケートで、様々な意見等が寄せられている。今後も、会議の企画段階で、意見等を参考とすることにより、継続的な改善を図る」こととしております。

「ウ．食の安全ダイヤルの周知」については、「ホームページへの掲載やチラシの配布等の従来の取組に加えて、地方公共団体、消費者団体等の関係団体や今国会に設置法案等が提出されている消費者庁とも連携して、一層の周知に努める」としております。

食の安全ダイヤルの件数でございますが、おおよそ月平均では約 70 件から 80 件寄せられているところでございます。昨年の 9 月や 10 月におきましては、事故米やメラミン、こんにゃくゼリーなどの関連で、9 月には 171 件、10 月には 209 件となっております。ただ、12 月に入りますとまた 63 件となっているところでございますので、一層の周知に努めることとしているところでございます。

10 ページでございますが、「3. 3 多様な手段を用いた情報提供に係る改善方策」でございます。

「①現状」でございますが、「食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起らないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきた。

また、平成 16 年度からは、人の健康に悪影響を与える危害要因についてその時点における最新の情報をまとめた『ファクトシート』を作成し、公表してきている。

これらの食品安全委員会から発信する情報については、ホームページや季刊誌、メールマガジン等を通じて周知してきている。

このほか、パンフレット、リーフレット、DVD などを作成し、国民の理解が醸成されるよう情報発信に努めてきている」と記載しております。

「これらの食品安全に関する情報発信については、食品安全委員会が発足して充実してきたとの評価がある一方、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要などの指摘が寄せられている」ところでございます。

また、前回の調査会においても、専門委員から「安心が得られる情報発信の方法が大切である」、「食の安全について、外部への発信を積極的に行うべきである」、「メルマガは一般の方がわかるように、もう少し構成を工夫できないか」といった御意見があったところでございます。

「②改善方策」でございますが、「ア．国民により分かりやすく、理解を深めてもらうための情報発信の手法、内容の改善」については、1つ目の丸印ですが「評価書等は専門性が高いことから、消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ & Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、わかりやすい情報発信を行う」こととしております。

2つ目ですが、「ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う」としております。

3つ目ですが、「見やすく、分かりやすいものとするため、プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行うとともに、食品安全委員会からの情報であることが認知しやすいよう、ロゴマークの使用などについて工夫する」としております。

4つ目ですが、「季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、意見交換会や講演等において使用するなど、活用場の拡大に努める」としております。

5つ目ですが、「食品安全担当者の全国会議である全国食品安全連絡会議について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、食品安全に関する地方公共団体や地域の取組を集約し、各地方公共団体が相互に活用できるよう、情報提供を行う」としております。

また「会議テーマに応じて関係省庁に出席を求める、関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼するなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る」としております。

「イ．社会に発信されている不正確な情報への対応」については、「科学的に誤っていることが明らかな情報等については、その社会的影響等に応じて、訂正の必要性等を食品安全委員会として判断した上で必要な対応を行う」こととしております。

「ウ．食品安全や委員会活動の理解を深めるための連携対象、連携場面の拡大等の取組」については、1つ目の丸印ですが「消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体（栄養士、

医師、獣医師、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、各種学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かな連携を図る」としております。

2つ目でございますが、「マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る」としております。

3つ目ですが、「地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載を働きかけ等を行うとともに、これらの機関や団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する」としております。

また「これらの機関や団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う」としております。メールマガジンの登録件数でございますが、現在、21年1月では約6,700名となっております。20年3月末は約5,800名でございましたので、この間、約900名というように、順次拡大しているところでございますが、読者登録を更に積極的に行うとされているところでございます。

4つ目でございますが、「委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県に市町村へのお知らせを依頼するなど、地域住民への情報発信に資するようきめ細かな情報提供を行うこと」としております。

御説明は以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。リスクコミュニケーションに関係した項目ということで、3.2から3.3までですね。

○小平リスクコミュニケーション官 引き続き3.4も説明させていただいてよろしいですか。

○関澤座長 そうですね。

○小平リスクコミュニケーション官 では、12ページをお願いいたします。

3.4でございますけれども「リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」ということで、現状につきましてはさまざまな手法によりまして、リスクコミュニケーションを推進してきているが、課題がありますよといったことが述べられております。

中段の「改善方策」でございますが、リスクコミュニケーションといっても幅広い取組になりますので、メディアとか関係者との懇談、意見交換の場の設定あるいはホームページ等による情報提供など、有機的にどのようなツールを使っていったらいいかということ、十分留意しながら進めるということが基本かと思えます。

このような改善を進める中で、今まで専門調査会の皆さんから御意見をいただいて、い

ろいろアウトプットを出していただきましたので、それをきちっと実行していくということが重要ではないかということで、まずアの実施方法とか内容の改善ですけれども、昨年8月に「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」というのをおまとめいただきました。

今、意見交換会を実施する際には、それに基づいて企画、実施、そして、反省と言うんでしょうか、振り返り、次の企画へ反映といった形で運営しております、それに基づいて実際に目的とか目標を明確にしながら、どういう方を対象にしたらいいか、そして、その対象とする方とかに合わせ、規模とか内容をどうしていったらいいかということを検討して進めているところでございます。

例の中にありますように、例えば我々だけではなくて、消費者団体との共催によるものなども多様な場の設定の1つになると思われます。以前、阿南専門委員にはお世話になりましたが、農薬についてリスクコミュニケーションを行った際には、消費者団体との共催によるものということで、企画の段階からいろいろ入っていただきました。

この前も御発言ありましたが、その後振り返りなどをやりまして、1回だけでそのまま終わるのではなくて、そこで使った資料というのは案外使えるのではないかとということで、現在、使ったスライドの下に解説みたいなノートを付けて、参加できなかった人でも幅広く利用できるような資料にしていくとか、そういったつながりを持った利用をしていこうということで、“意見交換会の実施に関するガイドライン”に沿って運営をしております。

また「サイエンスカフェなど小規模なもの」と書いてありますが、この前1月20日には、新たな取り組みだったんですが、食品安全委員会としてもサイエンスカフェ的な小規模なものを開催させていただきました。26名ほどの参加者があったんですけども、初めの取組みとしてどんなものだったか、今ちょっといろいろ振り返りをしておりますけれども、こういった新しい取り組みも進めていく必要があるのではないかと考えております。

この場合、ダイヤルとかモニターとかに寄せられるさまざまな意見をきちっと分析して、どんなことを皆さんは聞きたいのかとか、それに応じたことをやっていく必要があるというのがこの方向でございます。

続いて13ページをお願いいたします。「イ．地方公共団体との連携」でございますが、このところは前回の議論のペーパーには全然入っておりませんので、専門委員の皆様方から地方公共団体への情報の提供とか、連携の促進についてさまざまな意見をいただきまして、ここは新しく項を立てさせていただいたところでございます。

このところは、昨年の8月に地方自治体との協力における当面の取組ということで、

こちらで基本的な方向をまとめていただきました。その方向に沿って推進していくのが重要であろうということで、その内容の主要部分を書かさせていただいております。

特に地方公共団体との関係ですと、リスク評価をする機関としては食品安全委員会は唯一の機関になりますので、これらの基礎的な知識をうまく普及していく、あるいはわかりやすい資料を提供していくということでは、地方公共団体と連携しながら、そういった啓発資料あるいはリスクコミュニケーションの方法について、最新の情報等を共有するなどの活動が必要ではないか。

「b) 人材育成」ですけれども、現在も進めていますが、特に地域におけるリスクコミュニケーションを担っていけるような人材を育成していく。更には、リスクコミュニケーションの共催とか情報の共有になりますけれども、現在もやっておりますが、地方公共団体と共催で意見の交換の場を設定することなどは、大変重要なことになるかと思っております。

更にdでは、リスク管理機関でも地方組織があります。例えば農政局、厚生局など、更にその下の組織もありますが、そういったところの機関とも有機的な連携について検討したらどうかということに記載して、ここの部分は新しく入れさせてもらっております。

ウでは、人材育成の推進事業ですけれども、基礎的な講座、更にはリスクコミュニケーションを推進していくために、必要な能力を持っていただくような講座ということで進めておりますが、これらを受けられた方がどのように活動しているとか、あるいは活動のためにどんな要望があるかということは、我々として常にフォローをして、その受講者の活動を支援していくということが1つ重要かと思っております。

更に、受講者が活動できる材料、素材、ツールといったものを提供していくということが重要だと思っていまして、そういったツールの開発とともに、そちらの方に使っただけのような支援といったところが、ここのものになります。

更には、その受講者が地域で何か話し合いの場を持つときに、どのようにしたらいいかということで皆さん迷っておりますので、モデル的な場の設定などを推進したいと思っております。去年、栃木県及び宇都宮市と共催でそんな形でやらせていただいたんですが、今月末1月30日に大分県の方で、グループディスカッションを取り入れて、そのグループディスカッションの中に受講生が入って進行役をするといった形で、受講生が実際の現場の中に入ってやってみるといったものに取り組みたいと思っていまして、こういった取組を進めていくことが重要ではないかと思っております。

「エ. 意見・情報の募集の改善」でございます。これは情報を出しやすい環境づくりと

いうことで、評価書などわかりにくいものについては概要をつくったり、理解の助けになるような資料を出していくということと、寄せられた意見については、妥当なものについてはきちっと評価書に反映させる、あるいは委員会の活動の改善に結び付けるといった取組をしていくということだと思います。

「オ、食育の推進等」でございます。さまざまな意見をこの前いただきました。aですが「ジュニア食品安全委員会」は、現在、東京で開催しているだけなんですけれども、地方でも開催できるような形で、地方公共団体と連携して進めるという方向でどうだろうか。

bのところは、いろいろ幅広い御議論があったと思います。学校教育において、どのように食品の安全に関する情報を提供していくかということなんですけれども、食品安全委員会の方に訪問学習の受け入れをする、あるいは「講師の派遣」と簡単に書いてございますが、例えば学校の教員に免許の更新制度が導入されるということで、10年ごとに研修を受けなくてはならないという制度になるということですが、そういった場に、例えば食品安全委員会から講師が派遣できないかといったことも含めて、学校教育との連携を考えることができないだろうかといった案がここに入っております。

それから、簡易な教材などをつくるということがありますけれども、前回の専門調査会では、使用する先生の立場に立った教材の作成が大変重要だということをお願いしております。そういった教材をつくる際には、利用者の立場にどのように配慮するかということが大変重要かと思っています。それらを通じまして、教育とか関係団体との連携を促進していくところが、この内容でございます。

③は中長期的、一部取組を進めようとしておりますけれども、やはりリスクコミュニケーションは新しい取組ですので、なかなか人材の育成など、事務局内のことも含めて難しいものがございます。例えばコミュニケーションに関係するような講座とか、大学なども誕生してきておりますが、そういったところとの交流などを促進していくことが重要かなと思っています。

関係のところでは以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

今「食品安全委員会の改善に向けて(取りまとめ素案)」のうち、3.2～3.4を通して御説明をいただきました。まず、これについて御質問等ございましたら挙手しておっしゃってください。

○中村(雅)専門参考人 質問を1つ、参考のために伺いたいと思います。11ページの「イ、社会に発信されている不正確な情報への対応」というところがありますが、ここに「科学

的に誤っていることが明らかな情報等については、その社会的影響等に応じて、訂正の必要性等」。この“等”の意味ですね。意味というのは、例として“科学的に誤っていることが明らかな情報等”とあるんですが、この“等”の範囲です。どういうものを想定されているのか、ちょっと御参考までにお伺いしたいと思います。

それから、“社会的影響等”の“等”の意味です。というのは、メディアに対する不正確な情報への対応というのが、何をもちって不正確というのかというのが、個人個人によってかなり違うものがあるって、大げさに言いますと表現の自由に抵触する場合もあるわけです。例えば科学的に誤っていることが明らかな情報については、確かにここに申し込んでもよろしいし、訂正も申し入れてもよろしいんですけども、例えばセンセーショナルに扱っているということまで含んでいるのであれば、センセーショナルに扱うかどうか、あるいは扱っている情報がセンセーショナルなものかどうかというのは、個人的な範囲、受け取り方が異なってくるんです。

大げさに言いますと、先ほど申しましたように表現の自由に引っかかってくるから、この“等”というのはどういうところを想定されて付けられたのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○関澤座長 大事な点だと思いますので、御回答をお願いします。

○角田勸告広報課長 “等”の範囲でございますが、いろいろあるところがございますけれども、先ほど言ったようなところ、明らかに間違っているというところではなくても、とらえ方によっては、今、出ましたセンセーショナルと言いますか、大げさになっているといったようなところですよ。

誤った印象を与えるところもあるというところまでも、ある程度視野には入ってくるかと思えます。ただ、その場合には、「訂正の必要性」の“等”の方で、訂正だけではなく、それに対しては委員会として正確な情報を提供していくというやり方が入ってくると考えております。

○中村（雅）専門参考人 訂正の必要性等の場合は、いろんなチョイスがあるから構わないと思うんです。訂正の必要性が一番強い要請だと思うんですが、例えば今度から気をつけますという言質をとられても全然構わないと思うんですけども、さっき申しました受け取り方の感じですよ。それがどうなるかということは、何度も言うんですけども、個人的な受け取り方に引っかかってくるので、あまりそこまで踏み込まない方がいいのかなという感じはします。

というのは、私もかつてはいろんな抗議を受けた経緯があるんですけども、受け取り

方とかというのは千差万別です。私たちが考えている報道の仕方ということと、読者がどう受けたかというところは、かなり考えては書きますけれども、我々から見ますと突拍子もない受け取り方をされる方もいらっしゃるんです。それがセンセーショナルだということをおっしゃる方もいらっしゃるので、受け取り方まで情報の発信者がかなりしんしゃくをして、抗議を申し込むというのはおかしいんですけれども、おっしゃることはどうかなという感じはしないでもないです。

だから、明らかにここに例がありますように、科学的に誤っていることについて確かに訂正とか誤りを指摘するということは、十分可能だと思いますけれども、受け取り方までというのがちょっと引っかかる場所だなと思います。これは感想です。

○関澤座長 質問プラス御意見だと思います。

中村委員どうぞ。

○中村（憲）専門委員 私も中村（雅）専門参考人と同じで、今、御説明いただいたこの文書の中で、一番抽象的に書かれていると感じるのはこのところなのです。このイの部分は、マスメディアに向けて書かれた段落ではないですよ。自分の実務との関係で言うと、ここはそのとおりだということです。例えば少し分野は違うのですが、ドラッグのインターネット上の販売であるとか、健康食品の販売とかです。

健康食品の販売を見れば、さまざまな広告では、例えばかなりの一流会社が一流紙に、健康にいいとか病気が治るといったような薬事法違反ぎりぎりのような表現があります。でも、インターネット上になれば更に、様々に書かれてあり、それを取締りという視点からアプローチしようとするれば、大変に困難な場合もあります。

また、中村（雅）専門参考人のお話を聞いて思ったのは、価値観という異に関連して言えば、例えば今、東京都が検討している、食肉の生食についてですが、これも基本的には嗜好のものであるから法的規制の対象ではないです。しかしながら食中毒の点からは、危ないから食べるなということ、どの程度まで言えるのかということと、関連付けて見ますと、確かにそういう嗜好に権力が介入すべきではないというものもまた当然だと思いますが、非常に表現が難しいものも含まれると感じます。

また皆さんの違う認識があれば、またお教えいただければと思います。

○関澤座長 非常に具体的な例でおっしゃっていただいたと思います。実はちょっと私もこれについてお話を伺っている中で気づいたんですけれども、決して誤りではないんですが、昨年たびたびありましたメラミンの基準値の何倍、メタミドホスの基準値の2倍、6倍という新聞報道がありました。これは非常に不安を引き起こしたと思いますが、一方で

それは健康にあまり害がない、何百食食べたらやっとうどだというコメントがあったんですけれども、どうしても基準値の何倍という表現で非常に不安を与えたと思います。

それは誤っていることでは決してないんだけど、それに対して食品安全委員会は適切なメッセージや説明を、ホームページ上等々で流しているということも知っていますが、もう少しメディアの方とむしろ協力して、どう言えば本当の意味をわかっていただけるかということの工夫が必要だと思うんです。

もう一つつけ足しますと、風評被害というのがありまして、鳥インフルエンザとかBSEのときにも必ず肉の値段や、売れなくなるという事象が起こります。これはある程度やむを得ないと言うと申し訳ないですけども、人が危険な情報を察知したときに、それを避けたいと思うのは決して非難すべきことではないのですが、適切な説明とかフォローアップによって、それがどういう意味を持つかをきちんと説明することによって、回復できるところは回復していただくということなので、むしろ報道や、今あったネットはちょっと難しいですけども、情報提供側の方と食品安全委員会の提携の在り方、よりよい連携の在り方を目指して検討していくということがあってもいいのではないかと、単に人が間違っているということで、それを指摘するというだけでは、一方的な印象を与えるなど思ったところです。

○中村（憲）専門委員　ちょっと話が飛ぶかもわかりませんが、私は関澤先生と同じ意見です。去年のいろんな事件では、速やかに食品安全委員会より情報提供をしていただいて、我々のレベルでも非常に役に立ちました。例えば我々のホームページに引用していて、非常にわかりやすいという意見もたくさんいただきました。そのような表現の中で、例えば、物質の濃度の違いを、一般の方に伝えることは専門家に伝えるよりもはるかに難しいということを改めて認識しました。

例えば0.1ppbと0.1ppmの違いを伝えるとき、一般の多くの方には、とにかくある物質が0.1出たということで捕らえられます。このことは新聞も例外ではありません。ですから、濃度のことについてプレゼンして、それを正しく伝えることはかなり難しいということを知り、例えばメディアの人がそれを理解して、更にわかりやすく伝えるということが大きなポイントだと思います。

このことを、ここで書き加えるか、先ほどの11ページの段落がいいのか、ちょっと御検討いただければと思います。

○関澤座長　小平リスクコミュニケーション官どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官　緊急時のときの対応と、平時のリスクコミュニケー

ションの中長期的な取組とを、ここの中では分けて書いてあり、緊急時のところは即座にどんな情報を出して、早急に対応するかというのをこちらで書いてあります。

11 ページのところで「社会に発信されている不正確な情報への対応」というところと、座長もおっしゃられたように、ウの2つ目の○のところにその辺の思いが入っていますが、マスメディアの関係者とかと懇談会や勉強会などを充実させて、単位とか濃度とかも含めて、理解をお互いに共有できるような環境をつくっていく。その組み合わせかなと思うんですが、もう少しそこをわかりやすく書くのだったら、この辺をふくらますことで、その辺の感じを出すことはできるのかなと思っておりますけれども、御意見をいただければと思います。

○関澤座長 近藤専門委員どうぞ。

○近藤専門委員 私がこのイの文章を読んだときには、いわゆる普通の日々接するマスコミとは思わないで、この間も田近さんなんかがおっしゃったように、例えば地域の消費者センターでとんでもない科学者と言われる方々の講演が、堂々で行われていることであるとか、それから、食育にもつながるんですけれども、副読本の話であるとか、むしろそちらの方のイメージを私はここから受けたんです。

あくまでも不正確な情報に対応するのであって、もしかしたら広報課長の表現と私はちょっとニュアンスが違うのかもしれないですけれども、誤解されるかもしれない表現というのではなくて、それは多分ウの2つ目の○の方に関わることであって、ここは明らかに違います。

害がないような情報であれば、それほど騒ぐこともないんですけれども、明らかに被害が起きるようなことであれば、むしろそこはきちんと正確にしていかなければいけないという内容なのかな、全く誤解を与える、科学の科の字も違っているような場合には、これはきちんと訂正等を行っていくということの程度に私はとったのです。ですから、そういう表現の自由的なところまでは、このイのところでは踏み込んでいないのかなという気で私は受け止めております。

○関澤座長 田近専門委員どうぞ。

○田近専門委員 このイの件ですが、社会的影響というのは私たち一般消費者にとりましては、情報の発信元がどこかというのが一応の信頼度の目安になると思います。この間も申しあげましたように、メディアもいろいろございますし、テレビもいろいろありますが、公的なところから発信されているものは、やはり消費者にとっては信頼性が高いと認識しておりますので、私はこの情報の発信元ということも非常に重要なことではないかと考え

ております。

○関澤座長 中谷内専門委員、どうぞ。

○中谷内専門委員 このイのものと、ウの2つ目のマスメディア対応に関してなんですけれども、もう一つ思いますのはホームページで、大学のホームページは「在学生の方へ」、「受験生の方へ」、「企業の方へ」となっているんです。そういうふうな感じで、食品安全委員会のホームページでも、「一般国民の方へ」とか、「マスメディアの方へ」というのを作ってみる。メディアの人には番組にしる、記事にしる、表現のルールとかパターンがあります。5W1Hとか、時間によって時数がだんだん減らされることがあるから、大事なものを先に書くとか。そういうのを踏まえた上で、メディアの人が加工しやすいような情報提供をするような欄を普段から作っておく。

こういう懇談会や勉強会もいいとは思いますが、記者の方も忙しいですから、多分普段何もないうちには来ないと思います。何かあったときにわーっと来ます。メディアの方も多くの場合は何かあったら、まずホームページを見ると思うんです。そういうときに、食品関係で何か話題があったら、これは必ずしもトラブルというだけではなくて、例えばバナナダイエットとかあったときには、ちょっと見てみようかと思えるようなコーナーがあって、そこに書いてあるということが割と有効に機能するのではないかと。

なぜこういうことを思ったのかと言いますと、前回、ホームページとかメルマガの改善を話しているときに、お隣の山本委員から、実はネットワーク環境にそんな普段からアクセスしている主婦はそうはいないですと言われて、私はそれには虚をつかれた思いで、ではどうしたらいいのかなと考えたんです。

そうしたら、一般の主婦がそういう食品の安全性について情報交換するというのは、例えば口コミです。でも、口コミに食品安全委員会は直接入っていけないですね。井戸端会議をしているときに我々が入っていくことはできないです。それからもう一つは、意見交換会やDVDがありますけれども、あれはやはり少数です。少数だからどうでもいいというのではなくて、その少数に来て下さる方の影響力は大きいから、それはちゃんとやる必要があるんですけれども、もう一つ大事なものは何と言ってもマスメディアです。

マスメディアの対応のときに、いつも大げさ過ぎるとか、どうのこうのという話になるんですけれども、やはり情報提供のパートナーと思って、メディアの人が伝えやすい、我々が伝えてほしいものがここに行ったらありますよというのを普段から発表する。だから、私は山本委員からおっしゃった、ホームページなんか普段アクセスしていませんよという問題を解決するために、メディアの人向けに何かするならホームページが有効なのでは

ないかとちょっと思ったので、今のに関連するかなと思って発言しました。

○関澤座長 私も再三お話ししていたので、ターゲットを明確にしたホームページのデザインとか、だれだれ向けの情報提供とか、だれだれに答えるというのがあると、使う側から見ると非常に便利かなという気がいたします。非常に具体的な御提案ありがとうございました。

ほかのことでも結構ですし、関係でもどちらでも結構ですが、いかがでしょうか。

○阿南専門委員 では、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、8ページの監視についてですが、実績としては勧告権を持ちながら1件も発動はしていない。ただ、意見具申についてはこの2件が挙げられているということなのですが、モニタリングを9回実施したというのは、一体だれがどのように監視をしているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、13ページに地方公共団体との連携がありますが、「b)人材育成」というのがあって、地方においてリスク評価に関する知識を有する人材を育成するというのは、これは具体的にどういうことなのか。イメージがわからないのですけれども、その辺について教えてほしいと思います。

○角田勧告広報課長 まず、モニタリングをどのようにやっているかということですが、これは例えば直近では平成20年10月にやっておりますけれども、ちょうどその1年前の平成19年10月から20年3月まで、この半年間に食品健康影響評価の結果として、厚生労働省や農林水産省に通知したものを対象といたしまして、それがどういう実施状況かということをお聞きしたいです。

その際に、9回目でございますので、その前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目についても、併せてその後どうなったかというのを報告していただいております。農林水産省や厚生労働省などに照会して、所定の調査票の用紙に書いてもらったものを取りまとめた上で、委員会の方へ報告するというところになっております。

○阿南専門委員 要するに、書面でリスク管理機関に直接質問票を出すということですね。

○角田勧告広報課長 はい。出しております。

○阿南専門委員 それで食品安全委員会で評価をして、これはOKとなるんですね。現場に行くと実際に調べるとか、監視をするとか、そういうことはしないわけですね。

○角田勧告広報課長 現場ではなくて、リスク評価で例えばADIを設定したならば、それを踏まえて厚生労働省の方でいろんな審議会で検討をして、答申が出て、その後こういう

規格を改正したという結果が報告されていますので、それをもって管理措置が取られたということとしております。

○小泉委員 簡単に言いますと、ADIを返しますね。そうすると、農水とか厚労では、この食品については残留基準をこう決めましたということ、半年に1回我々の安全委員会で報告があります。

例えばこの間の例では、特定保健用食品に関してある会社から取り下げましたとか、基準値をこのように決めましたとかいう報告をいただくということで、調査票を委員会から渡して、半年に1回ぐらいまとめて報告があります。

○阿南専門委員 そうですか。要するに、それが本当のことかどうかということは調べないわけですね。

○小泉委員 それは調べていません。

○阿南専門委員 わかりました。

○関澤座長 御質問がもう一つありましたね。

○小平リスクコミュニケーション官 はい。もう一つは13ページの地方公共団体との連携、人材育成のところですが、リスク評価に関する知識を有する人材ということなのですが、これは地域においてさまざまな、例えば意見交換の場とか小さいものでもいいのですが、実施していく際に、どうしても現在の管理の状況からもっとさかのぼって、その基となるリスク評価とはどういうものかということまで知識がないと、なかなか全体を語るができないだろうということで、そのリスク評価についての基本的なところも知識として持っていただいた方が、うまくリスクコミュニケーションを進めていく上で重要だろうということです。

例えば化学物質ですと、皆さんは御承知のようにADIとか決め、これが残留基準の中に下りてきますとか、そのADIを決めるというのは動物実験等を基に影響の出ないものを、更に安全係数をかけてやっていますとか、そういった基本的なところをわかっているような、理解した上で携わっていただけるような人材をということで、基礎的講座の中に入りますけれども、そういった基礎的知識をつけていただくということの意味でございます。

○阿南専門委員 そうしますと、これは地方公共団体の職員とか、地方の研究機関とか大学とか、そういうところの人たちを具体的に対象にしているということですか。

○小平リスクコミュニケーション官 今、実際に普段地域の集まりの中で、自分がリスクコミュニケーションに取り組んでいる方とか、取り込もうとしている方ということで、現

在受講されている方というのは、例えば地方公共団体の方もおられます。食品衛生監視員さんとかもおられますし、生協とか、いわゆる事業者団体でもコミュニケーション部門にいらっしゃる方々に、こういった知識を受講するために来ていらっしゃる方もいますし、消費者の団体の方、大学にいらっしゃる方も当然来ておまして、食品安全モニターの方も含めまして普段何かのときに、地域の中でリスクコミュニケーションを推進していくような立場に立てるような方を対象に、人材育成を進めているという状況でございます。

○阿南専門委員 わかりました。

○関澤座長 阿南さんからほかのことについても御質問ありましたけれども、ほかに何かありますか。

○岡本専門委員 私も質問をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

1点目は11ページの上の方で、全国食品安全連絡会議というのが載っておりますが、それは例えば全国の自治体の方に、どのような声のかけられ方をしていらっしゃるって、どのような方たちが見えるのか。例えば声をかけたうちの半分がいらっしゃるとか、県の方は来るけれども、市の方はあまり来ないとか、そういうイメージがわからないので具体的に教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は12ページですが、下半分のところの「リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善」というところの御説明の中で、ガイドラインに沿った意見交換会なんかをやり始めましたとお伺いしましたがけれども、そのガイドラインに沿う前と後とで、どのように変わってきたのかなというのを教えていただけたらと思います。

以上2点です。お願いします。

○柴田課長補佐 まず1点目について、お答えさせていただきます。全国食品安全連絡会議は、全国の都道府県と保健所を設置している市の食品の担当者に声をかけまして、こちらから伝える共通連絡事項ですとか、例えば今年ですと5周年の事業の一環として開催してございまして、その中では自治体がやっておられるリスコミの先進的な取組等も紹介しつつ、情報共有した方がいいものについて連絡するというものでございます。

○小平リスクコミュニケーション官 2点目です。意見交換会の実施と評価に関するガイドライン。これは今までそれなりに、企画するときにもこういうことをやったらいいかなと考えてやっていたのですが、それをどういう視点をきちっと持ってやったらいいかということでは、企画面において抜けがなくなっただと思いますし、その時点でいろいろ自分たちがこういうことを達成するために、こういう工夫をしようということが出てきていると思います。

これがすぐさま数字に表れているかといふとなかなか難しいのですが、例えばある意見交換会をやって、理解度とか満足度とかというのはアンケートで聞いているのですけれども、去年の平均が50%くらいでした。まあまあ理解できたというのとか満足度。ガイドラインに沿っていろいろ創意工夫を凝らしてやったら、それが70、80%になったとか、それはお話しする方の面もあるかもしれないので、企画面とお話しされる面とさまざま含めてだと思ふのですが、そういうふうになる要素を支えるということはあると思ひまして、それらを積み重ねていくことによって、我々としてもいろいろノウハウが蓄積されていくのかなと思ひています。

これはもう少し長い目で見えていかなくてはならないと思ひますけれども、こういうのを積み重ねるのが重要かなと思ひております。

○岡本専門委員 ありがとうございます。

○関澤座長 今、御回答をいただいたんですが、全国食品安全連絡会議等については知っている人はこれを聞いたらぱっとわかる。それから、ここで書いているモニタリングについては私も実は知らなかったんですが、今、回答を聞けばそうかということなんですけれども、やはり言葉足らずです。

内部ではわかるような言葉でも、外部の人は見たときに何なんだろうと思ってしまうことがあるので、今おっしゃっていただいたことの一部でもつけ足していただいて、解決していただいた方がいいと思ひました。

近藤さん、どうぞ。

○近藤専門委員 今、関澤先生がおっしゃったこととニュアンスとしては似ているんですが、ちょっと先ほど御説明があったときにずっと耳を通ってしまつて、きちんと把握できてなくて、今、阿南さんが御質問になったときに気がついたんですけれども、13ページの人材育成のところなんです、基本的にリスクコミュニケーションがうまくいっていない非常に大きな理由は、リスク評価の人が一生懸命説明しても消費者はわからない、理解できていないというところが非常に問題になっているんだと私は感じています。

それは意見交換会でもそうだし、安全ダイヤルもそうだし、中谷内先生がこの間お見せいただいた御著書にも非常によく書かれていました。ですから、この人材育成がリスク評価に関する知識を有する人材を育成するというこの書き方だけでは、リスクコミュニケーションは進まないと思ひます。

まさにコミュニケーション力を持った人を育成するという形を書き込んでいただかないと、リスクコミュニケーションはいつまで経っても、科学者の手の中だけで終わってしま

うと思います。是非ここは、コミュニケーション能力とは何なのかということ、きちんと理解させる人材を育成するということをつけ加えていただければと思います。

○小平リスクコミュニケーション官　そう思います。まさに今、コミュニケーションのためには何が重要かということも含めて講座を開いておりますが、そもそも人の話を聞きましょうとか、お互いの立場に立っていきましょうねというところを基本にしつつも、あとは例えば話し合いを進めるために、進行役はこんなことに気をつけたらいいですよとか。

もう一つは、わかりにくいような科学的な内容を、どうやったらわかりやすくかみ砕いてできるか、そんなところに重点を置きながら進めておりますので、今のコミュニケーション力の表現については、この中に入れた方が私もいいと思います。何か工夫をさせていただきたいと思います。

○関澤座長　中村委員、どうぞ。

○中村（憲）専門委員　この段落は地方公共団体の段落の中で書いてありますね。地方自治体はやはりリスクマネジメントの最前線の機関でありますね。ですから、自治体におけるリスクコミュニケーションは、今更言うまでもなく、リスク評価だけではなくて、それを踏まえてどうリスクを管理しており、だから大丈夫ですよ、という話で納得をいただいています。ですから、この管理についての説明ができていれば、仮にある程度はリスク評価のことが理解できない点が残っていたとしても、十分に管理していて大丈夫だという表現までしないと、自治体でのリスクコミュニケーションはやはり完結しないように思うのです。

例えば15ページの委員長談話のところで伝えるということも、まさに我々自治体は、食品安全委員会の委員長談話を重視して、食品安全委員会もこんなを出していると非常に引用しやすいです。また、我々マネジメントの現場では重視するのは、これと同様あるいはそれ以上に場合によっては、例えば厚生大臣や事務次官の発言、農林水産大臣や事務次官の発言も重視しています。

ですから、国のレベルでも、例えば厚生大臣なども、食品安全委員会の意見を踏まえてこうだとか言ってもらいと、まさに評価とマネジメントの方針が一致して示されることになり、自治体レベルでもすごく説得力が大きくなると思います。

ですから、これもまさに安全委員会の委員長の談話は評価としての視点からだと思いますが、マネジメントというものがそう簡単に統合できない場合もあるかとは思いますが、できればそういうものも全部トータルで伝えられると一番説得力が上回れると考えております。

○関澤座長 田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 今のことについて関連するかどうかわからないのですが、11 ページの一番最後の○に「委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県に市町村へのお知らせを依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう」と書いてありますが、この都道府県から市町村へ通知文なりで情報を発信することと、それが地域住民に伝わるかということは別のものだと思います。ここにとても隔たりがあります。食品安全委員会から発信する重要な情報が、都道府県から市町村までは行っても、そこで終わってしまうと地域住民には伝わりません。

本当は消費者にとって一番わかりやすいのは、委員長談話など重要な情報は食品安全委員会の方がテレビなどで直接言っていただいて、事務局がその背景ですとか、消費者にはどのように対応したらいいかということの説明していただくのが一番わかりやすいのですが、それが可能でないならば、例えば地域住民に直接行くような方法を、もっと考えなければいけないと思います。

例えば市の広報誌ですとか、保健所の保健所だよりというものは、住民は今、結構きちんと読んでおりますので、そういうところまで具体的な手法も盛り込んでやっていただかないと、ここに隔たりがあって、なかなか地域住民に行かないという問題があると思います。

○関澤座長 近藤専門委員、どうぞ。

○近藤専門委員 確認ですけれども、このペーパーは改善策であって、では具体的にどうするのかまでは、全部ここには書き込めないと思うんです。そうすると全部細かいところまで、そのためには何をするというのは、別途まさに管理の方の問題であって、ここにはそこまで書き込む必要はないのかなと思います。

今、田近さんの話を聞いていて、地域住民に理解できるようにしなければならないということは書く必要がありますけれども、ではどうやってやるんだというところまでは、このシートには書く必要はないのかなと思います。ですから、私たちが見ていて、どうやらそれは全く動いていないようであれば、改善案に書いてあったのにやっていないではないかと、後日御指摘申し上げればいいのかないかなという気がしております。

○田近専門委員 わかりました。ただ1つお願いをしたいのは、都道府県から市町村に通知文などで依頼をすることはいいと思います。ただ、きちんとそれを地域住民の方に伝えて下さいよということは、もう少し強く言ってもいいのではないかと感じます。それがこの文章ではあまり感じられないような気がします。

○柴田課長補佐 1点補足させていただきますと、今、発言があったことについて私たちが取り組みで工夫をしたいと思っているのは、その1つ上の段に書いてございまして、地方公共団体とか消費者団体を始めとした、関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけというのは、随時行っていきたい。委員長談話の掲載の働きかけをピンポイントで行うというわけではありませんが、広く一般に記事の掲載の働きかけができないかということは思っております。

○関澤座長 多賀谷専門委員、どうぞ。

○多賀谷専門委員 ここで言うべきことかどうか、これは確かに今回の案というのは非常に素晴らしいものだと思うんですけども、実は食の安全の基本というのは先ほど言ったADI、量の関係をどう説明するかというのが一番のポイントになります。それはメディアに対しても消費者に対してもすべてそうなんですけれども、全体に網羅するような基本的な安全の考え方というものを、まず伝えるということをごどこかに入れるべきではないのかなと、私は勝手に今、思ったんです。

というのは、先ほど言ったように、何か問題が起こると皆さん集まるんです。だから、ベースはやはりそれなのかな。それをどうやって伝えるんだということは、今後の一番大きなポイントでないのかなと思うんですけども、それをメディアに対しても地方自治体に対しても、すべてに関連してくることなのかなという気はするんです。ですから、ここで言うべきことかわからないんですが、ちょっとそれを感じたので意見として言わせていただきました。

○関澤座長 ありがとうございます。

栗本さんの方は、先ほどの関係ですか。続きでお話ししていただいた方がいいんですからお願いします。

○栗本事務局長 あとで結構です。

○関澤座長 よろしいですか。それでは、多賀谷さんの方から御意見がありましたが、私は実は多賀谷さんと少なくとも表面的には逆のことを言おうかなと思っていました。

もしも、ADIについて説明しようとする私と私が説明してもおそらく最低5分ぐらいかかってしまいます。非常にわかりにくいので、5分で説明してわかってくれる人も、半分いてくれるかどうかだと思います。先進国の、アメリカやヨーロッパ連合諸国でも、ADIについて国民全員にわかってもらおうと多分思っていないのではないかな。それは無理なことです。この前文のところ専門的で難しいと書いておられるのはまさにそのとおりで、難しいのです。しかし科学的な擁護を全員にわかってもらう必要は多分ありません。

どのように安全が保たれているかということはみんなに知ってほしいと思います。なので、食育の中で私は安全教育は非常に不足していると思いますが、自分の体を守る、命を守る、心を守る、こういう教育が日本では今、等閑視されていて、むしろ学校教育では試験の点数を上げるということに一生懸命皆しゃかりきになろうとしています。しかし安全を守る、ここに関しては食品を通して健康を守るということ、きちんと位置づけてもらうための支援を、食品安全委員会としてはしていきたいということが書いてあります。

その中で ADI についても勿論触れていただいてもいいのですけれども、もう少し大きな意味で、安全というのはどのように保たれているか。科学的な面と管理の面で既にいろいろ努力されている面があって、日本では世界のトップレベルを行っているはずなんですけれども不安だという問題があって、それについて何故そうなのかを考えてわかってもらえるような説明を工夫すべきだと思います。どういう表現が必要かということまで私は今ここで踏み込めないで、あえて発言は控えていたんですけれども、そういうことではないかなと思います。

○多賀谷専門委員 言葉足らずで済みません。ADI を言いたいのではなくて、リスクとは何だという基本なんです。要するに、よくハザードかけるチャンスだというような、その基本の部分をわかりやすく、いろんなときに絶えず伝えていくというのが、まず大事なかなと、今後を通じて感じるものですから、その結果として ADI が出てくることになるんですけれども、その一番ベースの部分、基本の部分を何とか伝えていただければというのが私個人的な意見でございます。

○関澤座長 山本専門委員、どうぞ。

○山本（唯）専門委員 今、問題になっているのは食品安全委員会が発信する重要な情報がどのように伝わっていくかだと思うんです。それで、この情報の伝達ということに関しては、関心のある人にはたやすく、関心のない人が難しく、それが今、問題だと思うんです。

うちの会などがこちらとの話し合いで要請したものには、やはり新聞などが一番、一般主婦というか、そういう人には見やすいということをや要請しておりまして、今回サイエンスカフェに当たっては、私が見たのは読売の暮らしのページだったんです。そういうのはやはり食品安全委員会で行事みたいなもののお知らせとしては、私は初めて見たそういう類のものだったので、すごく新鮮に感じたんです。

ですから、やはりそう思った人はいると思うし、また、一番古い簡単な伝達でなかったかと思って、私の中ではすごく評価したんです。

○関澤座長 角田勸告広報課長、何かありますか。

○角田勸告広報課長 サイエンスカフェに限らず、食品安全委員会がやるいろんなイベントにつきましては、その都度プレスリリースということで、毎回記者の方に出しているんですが、ただ、実際に書いていただけるかどうかは記者のそのときどきの関心でございまして、そういった意味で今回サイエンスカフェは書いていただきました。

あと、昨年もジュニア食品安全委員会についても朝日新聞などに記事として載ったときなどは、それを見て参加の申し込みがあるということで、新聞の影響が大きいというのはわかっておりますので、プレスリリースするだけでなく、記者との日ごろの連絡を取り合っていて、できるだけ書いていただけるように働きかけていきたいと思っております。

○山本（唯）専門委員 私は勝手に、私どもの会が強く要請したものの結果として、理解しております。

○関澤座長 中村専門委員、どうぞ。

○中村（憲）専門委員 我々も、マスメディア対応は数多く行っています。事件性の高いものは社会部の方とかと対応します。また、時には、例えば中毒の季節に家庭欄とか科学欄とかの人たちとも対応もしていますが、これらを比較すると、同じ新聞社でも別の世界だと感じることもあります。ですから、メディア対応と言ったときも、メディアの中のだのような人たちをイメージしてのメディアの方なのか、ということをはっきりしておくことも必要と思います。

それで、今回のメディアというのはどの部門のメディアの方でしょうか。社会部の事件を追う記者というイメージではないですね。他の部門の記者というイメージに見えるんですが、そういうことでしょうか。

○柴田課長補佐 11 ページのところに書いてありますマスメディア関係者との間の情報や意見の交換とか、懇親会とか勉強会というのは、主に食品担当の記者を想定しております。いわゆる事件ものときに来る社会部の方もうまくフォローできたらなと思っております。

○角田勸告広報課長 実際、記者との懇談会は今も年に大体3回から4回やっております。そのときには一般の記者、それから、論説委員、解説委員と2回に分けてやっているところではございますが、一般の記者は内閣府や厚生労働省、農林水産省の記者クラブに入られている記者の方ということでございます。

その方々は政治部や経済部、社会部の方が多いんですが、そのほかにも家庭欄担当の記者の方にも御案内差し上げておりますので、普段懇談会を開きますと、そういった家庭欄

の記者や科学欄の記者などに参加いただいているところでございます。

○中村（憲）専門委員 では、社会部の記者も含まれていますね。かなり幅広い方がいらっしゃるということですね。

○角田勸告広報課長 御案内は幅広い方に差し上げているところでございます。

○関澤座長 阿南専門委員、どうぞ。

○阿南専門委員 関係行政機関の長に対する意見具申についてですが、私はリスクマネジメントを実際に推進していくというのは、地方自治体もその1つですので、例えばこの前のBSEに対する委員長談話というのは、ここの意見具申の部類に入るべき問題なのではないかと思うんです。単に情報提供ということではないのではないのでしょうか。

それを重要な情報だとしていても、実際は都道府県がなかなか受け止めないで無視したりしているわけですが、そういうものではないような気がします。委員長談話として出す場合には、ちゃんと位置づけることをしないとなかなか地方自治体に強制力を持たないということがあると思います。ですから、位置づけの変更といいますか、その辺を少し考えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○角田勸告広報課長 こちらの方の意見具申というのは、食品安全基本法に基づく意見具申ということで、そういう意味で法律や制度上位置づけられるものということで、今回こちらを整理されておまして、そういう意味で委員長談話というのは法律上という意味では明確な位置づけはないということで、委員会の活動の中で重要な情報について発信するというものでございます。

そういったものについては相手省庁に改善を求めるものだけではなく、その他いろんな情報を含んだ意味で情報発信とっておりますので、情報の提供と書いているところでございます。

○阿南専門委員 それはわかるのですけれども、委員長談話とするとそうなるのでしたら、そうではなくて、意見具申に位置づけて、きちんと意見具申すべきではないかと申し上げているんです。

○中村（憲）専門委員 BSEのお話が出たので、20ヶ月齢以下の検査とかそういうことですね。委員長談話がありますが、厚生労働省においても、20ヶ月齢以下の検査についてはもうやめたらいいのではないかと考え方が示されています。各自治体の対応ですが、そのサイエンスとしての、すなわち安全という視点から言えば、厚労省の対応について、どれも基本的には否定はしていないのです。

しかしながら、まだ不安というか、説明できないというか、そのような要素のものが残

っており、まさにこのことがテーマだと思うんですが、だから現状においては検査を継続しているという状況です。ですからこれからもずっとやるんだという論理を展開している自治体もまたありません。

まさにそういうギャップを埋めるのがリスコミの部会であると思います。だれかが上から言ってやめろと言われてたら、それに従って問題が解決するという内容ではありません。そこに議論が生まれてくるということです。

○関澤座長 今のことに関係してなのですが、BSEの検査のことが食品安全委員会やリスクコミュニケーション調査会でよく取り上げられますが、日本の社会でかなりいろいろ食品の安全に関連して無駄をやっていると思われるのは、先ほどの基準値とのオーバーとの関係で、直ちに基準値オーバーで回収とか廃棄とか、あるいはその謝罪広告を何百万円もかけて出しておられる。

更に拡大するならば、賞味期限をオーバーしただけでコンビニで捨てているということがあります。食品安全の立場から考えて、健康に直ちに影響が出ないものについてどう対処すべきか、管理機関でもう少し柔軟な対応も検討していただくことができれば直ちに廃棄するとか回収するということをやっているから、逆にこれは非常に危険なんだと思わせている面があると思います。

これは心理的な不安感の醸成だけではなくて、実態的にもたくさんの食べられる食品を捨てているということでは、資源的な面から見ても問題だと思うので、食品安全の立場から食品安全委員会として管理機関や、またそれに関係する方々、業者さんに対して積極的にいろいろ相談していくということが必要と思われます。この文章のどこに入るかを考えずに言っているので申し訳ないのですけれども、BSEの検査だけに限らないで、それはむしろ私はほんの一部の話だと思うので、日本の食品安全ということを考える、非常に重要な機関である食品安全委員会として、食品安全の対応についてももう少しいろいろな広い方に相談し、声をかけていくということが大事なのではないかと思います。どこに入れるべきかまで言わないで恐縮です。

栗本事務局長、どうぞ。

○栗本事務局長 先ほどの阿南委員の御指摘にも関連して申し上げたいんですけれども、食品安全委員会というのは、例えば自ら評価の案件に選ぶかどうかという、そういう判断基準でもあるんですけれども、何かそのままにしておくリスクがあって、食品健康影響、人の健康に悪影響が及ぶようなことがあれば、これは自ら動いてやらなければいけない。

ですから、例えばBSEに関しても逆の場合、20か月齢以下の検査をしなければ何かリス

クがあるということ、都道府県がやっていないということであれば、もう少し強い形で意見を言わなければいけないことになると思うんですが、今のケース、BSEの場合は高くかかっている規制をだんだん下げていくという段階でのものですので、これはやはり談話でという扱いになったという背景がございます。

今、座長が御指摘のように、確かにかかり過ぎている規制、これは明らかに科学的には無駄だということがあっても、これをどう食品安全委員会として発信していくか。今はまだあるかもしれないリスクを下げるための取組が中心になっていて、それで言わば手一杯という状況もありますので、これは将来的な課題かもしれないけれども、今すぐにそこまで食品安全委員会で対応できるという状況ではないと考えております。

○関澤座長 岡本専門委員、どうぞ。

○岡本専門委員 私もこの文に載せるとか載せないとかの話ではなくて、今までの話を聞いていて思ったのは、食品安全委員会が直に私たち、一般の人たちに伝えるのに、どこまで踏み込むのかというスタンスの問題かなと思って聞かせてもらっていました。というのは、安全だけを評価して伝えるのであればそこだけですし、それ以上に安心の部分も伝えたいとなると、やはり相手の受け止めやすいようなことを伝えなければいけない。今お話を聞いていて一緒になっているので、そこがあいまいなまま、どこまでどうするのかがわからないというのが今の私の感想です。

例えば昨日、私は自分で講座を企画しているので、午前午後かけてと畜場の見学とか説明とか、5時間ぐらいの講座をつくってやっていたんですけども、最初はやはりいろんな不信感を持ちながら参加者の方はいらっしゃるんです。でも、説明を聞いて、こんな検査を1頭ずつやって、血液検査もして、みんなしていますという話を聞いて、最後のアンケートなんかを見ると、BSE 1頭1頭やっていますというのよりも先に、1頭ずつ全部見てやっていることがすごいとか、そういうふうに安全の部分よりも安心の方に心が移っているんです。そういうところをどこまでここで話し合うというか、食品安全委員会として取り組むのが、聞いていてよくわからないのが問題かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○関澤座長 ありがとうございます。

食品安全委員会の本来のミッションとしては、安全のための科学的なリスク評価ということがはっきり掲げられておりますけれども、国民へのリスクコミュニケーションもそのミッションの1つだとすれば、国民が不要な不安を持っているとか、間違った不安を持っているという場合には、それをできる限り直してもらおうということにも関わるのではない

かと思うわけですが、例えば BSE の検査で先ほど来繰り返して恐縮なんです、今、国民の間での検査に対する大きな信頼感ですけれども、検査至上主義と言うべきものがある、何でも多く検査しろ。輸入食品についても 10% ぐらいの割合で検査をしているのでは足りないから 20%、30% ということをしてテレビの報道の中でも言われて、消費者行政担当の大臣さんも、検査強化ということをおっしゃっておられるという面があります。

そうしたときに、検査というのはどういう位置づけなのかとか、どういう意義とか役割を果たしているのかということ、きちんと説明するというのも、食品安全委員がリスク管理官庁と共同して言えることではないかなと思います。

栗本事務局長さんのお話ですが、食品安全委員会が全部背負って立つということではないのですけれども、リスク管理官庁と提携して、ここまでこういう安全というものについてやってきているし、それはこれだけの安全を担保しているんだということは、きちんと説明していくということがむしろ大事なことであり、今でもできることかなと私は思います。お考えの違う方もおられるかもしれませんが。

○中村（憲）専門委員 東京都は JAS 法も所管しています。偽装表示で中国産のウナギを国産と称して売った。これについて、多くの人は基本的には安全に関してはほぼ大丈夫だと思っています。どのようなものか分からないという不安も当然ありますが、それよりも、このような偽装はけしからん、許せないということがあると思います。この視点からも、回収ということは成り立つのです。

消費者の視点から言うと、国産だから買ったのであって中国産だと分かっていたら買わないと、いうことになれば回収ということになるんです。だから、事象として関澤先生がおっしゃいましたけれども、回収というのは、安全でも安心でも、あるいは信頼を裏切ったというか、そういうファクターも入ってきていると感じます。

日常業務の中で、食中毒に関連する危機管理の業務に当たる中で、次に JAS の問題が生じると、頭を 180 度ぱっと切り替えないといけない。そういう中であって、私の立場から食品安全委員会に参加させていただいているのは、やはりこちらの委員会が、食品安全の基本的な評価の部分を担当しているという認識で参加させていただいています。

今、言ったように大きく 3 つ以上の価値観、安全、安心、信頼で、広い意味での食品の安全というものが表現されていると思います。これらの言葉の整理をすることもこちらの役割であろうかと思っています。

○関澤座長 小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 私どもは、いわゆる管理官庁と独立しておりますので、基本は安全です。で

は安全だけ売ってればいいのかというと、安全から安心にイコールさせる方法が要するにリスクミなんです。だから、その安心につなげるために意見交換会のやり方とか、サイエンスカフェをやるとか、いろんなことをやって安全イコール安心にするためのリスクミだと私は思っています。

先ほど言われたように、どっちから攻めるかというのも、それもやり方次第だと思っています。だから、できるだけ安心につながるような工夫をするのが、我々の役目だと思っています。実際は、それを担保するのが管理の問題で、こういうふうに担保されているから、更に安全はこう確保されていますよというのが管理だと思います。

○岡本専門委員 ありがとうございます。とってもわかりやすいです。

○関澤座長 中村専門参考人、どうぞ。

○中村（雅）専門参考人 申し上げたいことは小泉さんがおっしゃったのであれなんですけれども、安全と安心というのは私の認識では切り離して考えるべきであって、食品安全委員会でやる役割はあくまでも安全なんです。安心というのは心が入っていますように、受け取る人の気持ちなんです。ですから、心まで組織が入り込むのは私は反対なんです。安全をしっかり担保してもらって、おっしゃっていただいた方が、受け取る側としては安心できるというのが公正ではないかと思うんです。

そうしますと、やはり食品安全委員会がやられる業務としては、安全をしっかり担保されるようなことをしたって、安全はどうやって確保できるのか、それをどう伝えていいのかということ、ここに盛り込むのが一番適当かなと私は思うんです。

安心、心の問題までお役所含めて、組織が入り込むのはどうかなという感じはします。ですから、安心はあくまで私たちの受け取る側のことだと思います。

もう一つ、全然別なんですけれども、多賀谷委員がおっしゃったように、リスクをどう理解してもらおうかというのは非常に重要な問題だと思うんです。そのためにリスクコミュニケーション専門調査会があると思うんですけれども、コミュニケーションを、リスクを伝えることが非常に重要なことなんです。卑近な例を言いますと、私もある大学で教えているんですが、講義の前にリスクというのをどう考えますかと答えさせますと、ほとんどの人が「リスク＝危険」なんです。それはマスメディアがそう報じていることがあったからだと思うんですけれども、「リスク＝危険」なんです。

そうではなくて、リスクというのは、 $R=H \times C$ 。要するにハザードとチャンスの掛け算の割合で、リスクというのは幾らでも低くする努力をしなければだめだなということを30分か1時間ぐらい話して、講義の最後にリスクというのはどうとらえますかと言ったら、

危険と掲げるのはまだ少数いますけれども、かなり減るんです。ですから、伝えることがいかに重要なのか。知らないことがいかに不安を惹起するかを肌で知ったんです。

コミュニケーションで伝えることが非常に重要で、しかもコミュニケーションというのは時間がかかるんです。だから、恐らくまだまだコミュニケーションのやり方が足りない、リスクの姿勢が足りないということは、皆さん思っていらっしゃると思うんですけれども、食品安全委員会が正式に発足した5年前と現在を考えてみますと、随分安全に対する社会の理解が広まったと思います。安心が増えてきたと思うんです。

卑近な例を言いますと、あるマスメディアの大手紙の記者は知らずに書いていたんです、危険だと。でもコミュニケーションで知っていることはころっと趣旨を変えて安全だとおっしゃる方もいらっしゃるわけです。いかに実情を伝えることが重要なのか、知ってもらうことが重要なのかということが、すごく重要なことだなというのを感想を含めて申し上げました。

この食品安全委員会の改善に向けてのレポートでは、盛り込まれることはスペースの関係で非常に難しいかもしれませんが、意識としてコミュニケーションの大切さを、恐らくわかっていらっしゃると思うんですけれども、よりわかっていただいて、地道な努力を続けていただくということを食品安全委員会にお願いをします。すごくよくできていると思います。

最初の答えでは、食品安全委員会をやるのはあくまでも安全なんです。安全だと私は思います。

○関澤座長 貴重な、活発な御議論をいただいてありがたいのですが、今日の一番最初の趣旨が、この改善に向けてのとりまとめ案で、その趣旨に沿って皆さん勿論御発言いただいておりますけれども、本筋というか、どこをどう改善すべきかということで具体的に御議論を絞っていこうかなと思います。

私も、今3.2～3.4に限って御議論をいただいているんですが、そのほかのところでは私にはちょっと気づいていることがありまして、もしよろしければ委員の皆さんでも、ほかの箇所でも何かここはということがあったら、おっしゃってください。

○中村（憲）専門委員 3.5のところなんですけれども、緊急時の対応が本当の第一報で、ギョーザとかインゲンでもこうやらなければいけないところで緊急時をどのように、どこの時点でとらえるかということなんです、すごく緊迫した緊急時から、その後の対応である緊急時まであります。我々が一般的に言うのは、被害拡大防止の視点からの、とりあえず食べるな、とかの段階のことを言います。その後、原因究明及び再発防止策とい

う順番になります。

ですから、日本において緊急時における情報発信の在り方というので、この一番下の委員長談話と書いてあるけれども、そのイメージは明らかに初発のときの、第一次発生時の時期ですね。フェーズをどう見るかということは災害対策ではありませんが、少し混乱してしまいますので、事件が起きてすぐに原因が究明できて、全部再発防止策まで含むと言うのは理想的ですが、とりあえず被害拡大防止で原因がわからなくても、近寄るな、食べるな、触れるなというところから始まるので、それが本当の意味の緊急時と考えています。

緊急時というものを食品安全委員会が表現するときには、何て言うんでしょうか、その表現が少し整理される必要があるのかなと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。実は私も今、考えていたところは緊急時対応に関わることが1つありまして、おっしゃったとおりなのですが、その上の部分に消費者対応ということで、いろいろ実は書かれております。

今後、更に充実を図られると思うので、食品安全委員会がすべてをやるということではありませんが、日本ではフードセーフというのをやっております。フードディフェンス、いわゆるテロに対する対策とかいうのがアメリカなどに比べてまだまだ不十分。それはなぜかというところ、原因究明というところに科学的な方に走ってしまうのですけれども、科学的に原因がわからなくても、とにかく被害の拡大を防ぐということについてはどこでどんな被害が起きているか、それは何を食べたからだということさえわかれば対応できるということです。アメリカではセンター・フォー・ディジーズ・コントロール（CDC）で、そういう情報をうまく集約して、直ちに対応できるようにしていますが、そういうような仕組みがまだ不十分です。食品安全委員会の役割ということにならないかもしれませんが、食品安全委員会が食品の緊急時に対応して的確な対応を取れるように、更に全体として強力な支援体制をつくるみたいなことがあってもいいのではないかと。セーフティーだけではなくて、ディフェンスにも対応できるような支援体制をつくっていくという文章があってもいいかなと思いました。

○中村（憲）専門委員 では、実際の事件では、我々のスピードを超えて動いているということで、ちょっと事例を紹介しますと、ちょっと前のインゲンの事件では、スーパー自ら店頭から当該商品を撤去したんですが、近隣のスーパーから約20分で撤去されとのことでした。また、カップ麺の件では、本社が都内にありまして、緊急の記者会見を夕方5時に開始しました。それがメディアのニュースに載ったのが5時17分。我々が知ったのが5時25分、そういう分単位のスピードで情報が動いています。

ですから、そういう意味ではこれからの事件については、もし元を抑えるということであれば、企業自らが判断して、自主回収などに取り組んでいただくのが一番スピーディーですね。企業のコンプライアンスのレベルを普段から上げておいていただいて、何かあれば、まず自らの判断で対応する時代となってきました。

ですから、企業の自主管理、それからコンプライアンスに関して社会全体を含めた向上ということなども、食品安全委員会より発信されてもいいのかなと思います。

○関澤座長 小平リスクコミュニケーション官、どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 先ほどの座長のコメントに、現状だけ御説明をしたいと思います。この15ページの②のアに書いてありますように、いわゆる緊急時の司令塔機能について、ここでちょっと書いてあるんですが、現在消費者庁の設置法案等が出されておまして、いわゆる消費者庁が緊急時における司令塔機能を担うという形で、整理が進んでおまして、食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図るという位置づけで整理をしたらいいのではないかと、ここで書かせていただいているというところです。

○中村（憲）専門委員 時間の単位はどのように見ますか。先ほど申しましたけれども、分単位のものから何時間、何日みたいな話があるのですが。

○角田勸告広報課長 緊急時の局面に応じて情報提供をどうやっていくかということにつきましては、来週にございます緊急時対応専門調査会の方に、緊急時での情報提供の方策ということで、最初にわかったときとか、事態が収まって原因がはっきり解明したときはどうするかという、どういった局面でどういった情報を出していくかというものを整理したものを、来週の緊急時対応専門調査会で検討されるとお聞きしております。

○関澤座長 中村専門参考人、どうぞ。

○中村（雅）専門参考人 今、小平専門官がおっしゃったところで、ちょっと気になったんですが、できるであろう消費者庁と当食品安全委員会とのすみ分けなんです。最初にアラームを発するのは消費者庁なんです。個々のメーカーが対応される部分もあると思うんですけども、役所として最初にアラームを出されるのは消費者庁なんですか。

○小平リスクコミュニケーション官 はい。今、プレ消費者庁ということで、国民生活局の中に食品危害情報統括官制度というのが設けられておまして、そこで招集がかかってどのように政府として一体的に取り組んでいくか。そこが司令塔機能になるという形になります。

○中村（雅）専門参考人 それは非常に重要なんですけれどもね。どこが緊急時の対応と

いか、アラームを発するのかというのは、恐らく都庁の中村さんもいますから、結構気にしている部分だと思うんです。

○中村（憲）専門委員 事件の第一報はどこから来るかわからない。それを受けて対応しつつ、今の記載は、その後で一定のまとまった対応として、だれが集約するかという記載だと思います、ですからその前の対応が、実際にはあるんです。ここの記載はその後の集約の問題で、ある程度組織立った対応として国とか地域体としての対応の記述ですね。ですから、この点は、ちょっと区別はしてみたいとは思っています。

○中村（雅）専門参考人 被害防止と拡大を防ぐというのは、原因と疑われるものを止めること、発売中止とか棚から撤去するとか、いろいろ方法はあると思うんで、それが一番だと思うんですが、例えばそれが原因ではなかった、原因は別のところにあったんだということが、食品安全委員会での調査の結果わかった場合、それを棚に戻すあるいは発売を再開するといったところが、果たして世間的に可能かどうかということは、また非常に大きな問題なんです。

当リスクコミュニケーション専門調査会がやるべきことは、一旦その原因と思われるものを発売中止する、棚から撤去するんだということを知らせる。それから、そういうことが重要なんだと。まず原因究明は並行してやるんだけど、少なくとも被害を拡大させないがためにやるんだということを、徹底しておっしゃるといことが重大ではないかなと思うんです。そうでないと、世間はいつまで経っても撤去したから危険だなと思ってしまいうんです。

発売中止というのはメーカーにとってはかなり大きなイベントというか、大きなあれだと思いますので、では復帰したら、あんな危険なものを何で発売再開するんだというのが、恐らく半分以上あると思うんです。だから、そうではなくて、とにかく原因と疑わしきものは棚から撤去したり発売を中止するんだということ、被害を拡大させないがためにやるんだということを、徹底して伝えるということをやらないと、緊急時対応は難しいのではないかなと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 緊急時の方の話になってもあれなんです、基本的には中村（雅）さんがおっしゃられたのは管理の世界でまず、初動体制として危ないものをすぐ止めるということだと思いますが、それに関連して、15 ページの下にありますけれども、ここで書いているのは初動のときに、そういった原因となるようなものがこういう物質だとわかったら、食品安全委員会としては即座にそれに関係して情報を持っていたら、きちっと伝えていこう、まず1枚でもいいのでこの物質はどういうものか、もう少し

わかったらもっと詳しい情報を出していこう。そういった情報の出し方に留意していきましようという形で整理をさせていただきたいと思います。

○中村（雅） 専門参考人 それはちゃんと正確な情報をタイミングよく出される方が、一番いいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 それで、関連情報として、自主回収も含め、そういったところに情報がきちっと結び付くような情報の提供を留意していけばということで、ここで書かれているという感じがいたしますので、リスク評価機関と管理の方のところとの狭間になります。

○中村（雅） 専門参考人 非常に難しいですね。仕分けが難しいですね。

○近藤専門委員 事業者としては、大変危険なことが議事録に載るといけないと思いますので、申し上げておきたいと思いますが、危険だからかもしれないから、すぐに売のをやめるべきであるということを公的な発信をされますと、事業者はつぶれます。

例えばカップ麺の移臭でも、あれはナフタリンのすぐそばに半年間も置かれていたということが、すぐに明らかになったわけです。にもかかわらず、あたかも製造工程でそういうものが発生したかのような形でとらまえるといけないから、念には念を入れて事業者は自主努力で下げたのであって、あれをこういう危険な事件が起きているから、すぐにカップラーメンを撤去するべきであるということを、公的機関が出されるということは、これは絶対にあってはならない。

さっき中村（憲）さんがおっしゃっていただいたように、事業者の方はむしろ分単位で原因究明も、場合によっては安全委員会とか公的機関よりも早くやっている場合もあるわけです。次の瞬間にはこれは大丈夫でしたということがセットで出せるわけですから、今のような議論は非常に危険なリスクマネジメントにつながる可能性がありますので、ちょっと注意して議事録に載せていただきたいと思います。私は思います。

○中村（雅） 専門参考人 今、近藤さんがおっしゃったことは、私は言葉足らずのことがあったと思うんですけども、そういうことを言っているわけではなくて、むしろ近藤さんがおっしゃったように、原因がはっきりしました。だから復帰しますということをしっかり伝えないと、要するに世の中というのは誤解のまま進んでしまうということをしりあげたかったんです。

要するに、カップ麺ばかり出して申し訳ないんですけども、カップラーメンを棚から撤去した。カップラーメンが危険だからということで、伝えられると製造工程もおかしいのではないかという疑いのみまずっと来てしまうんです。要するに、ナフタリンが近くに

あって、あれが容器を通じて移ったんだということがわからないまま、撤去という事実だけが残っていれば問題かなという理由でもって、そうではなくて、原因は製造工程にあるのではなくて、不適切なものが横にあったからということをしっかり伝えないと、誤解がそのまま残ってしまいますよということです。

確かにマニュアルに書くことではないかもしれないけれども、そこまで細かく書けないと思うんですが、少なくともそういう意識でもって、しっかり実情を伝えなければだめなんです。実際、危険だから撤去したのではなくて、危険の原因は別にあったんだということを、しっかり伝えないとだめなんだということを申し上げたかったんで、とにかくこれに書くということではなくて、そういう意識をとにかく持っていたかかないと怖いのではないか、誤解がそのまま残ってしまうのではないかという危惧を申し上げたんです。

○関澤座長 ありがとうございます。

阿南さん何かありますか。

○阿南専門委員 緊急時対応のところは、本当は今日の議題ではなかったんですね。申し訳ないのですが、ついでに。ここに食品安全委員会は緊急時対応の専門調査会を持ちながら、機能していないという意見があると書かれています、確かに消費者の中にはありますので、そういう意見を受け止めつつ、まとめの文書の中には丁寧に書いていただくことを要望します。

○関澤座長 ありがとうございます。時間がかかり迫ってきて申し訳ないのですが、私の方で細かいことも含めて申し上げさせていただきます。

5 ページの自ら評価についての記述があります。自ら評価という言葉は食品安全委員会の中では定着しているんで皆さんすぐにわかるのですけれども、外部の方には意外とわかりにくいので、説明を読めばそうかということなのですが、国民などから直接の情報による評価とか、もう少し内容をわかる表現にさせていただいた方がいいのではないかと思います。

それから、私たち専門調査会についての記述が 19 ページにあります。各専門調査会の運営の在り方について、定期的に各専門委員から意見等を聴取する機会を設けて、継続的な改善に努めると書いておられます。勿論大事なことなんです、では専門委員等からどう意見を聴取するのかなと思いつつ読んでいたんですけれども、私自身は例えばほかの専門調査会は非常にターゲットがはっきりしていて、これこれの物質あるいはこれこれの問題についての基準値とか安全の目安をつくっていくとうことで、一つひとつ着実に成果を上げておられると思いますが、特にリスクコミュニケーション、緊急時対応、企画調査と

いうところはそれが難しいところがあります。

私どもは今まで食品安全委員会と協力して、いろいろな報告などをつくってきましたが、今後どうすべきかというのは私たち自身をもっと考えなければいけないと思っています。例えばですが、もしリスク評価の結果について、委員の皆さんが不安だったりわかりにくいことがあれば、その専門調査会の座長さんに報告していただいて、みんなで質疑するとか、ミニ意見交換会みたいなものをするというのもありかなと思います。そのためにはいろいろ準備が必要になってきますので、準備をしてそういうことをやるとか、場合によって、傍聴者の方もおられますけれども、あらかじめ意見を受けておいて、時間を限ってですけれども、質疑をするとか、専門調査会の在り方自身を考えて、更に改善を図る必要があると考えています。

この文章でも足りているとも思われるんですが、専門調査会の在り方を更に検討して改善していきたいと私は考えておりますし、皆さんの御賛同であれば、そういった文章が少しつけ加えられてもいいかなと思いました。

あと、つけ加えさせていただきますと、この専門調査会は来月既に予定が決まっておりますし、オートウィン・レンさんというリスクコミュニケーションというか、更に幅の広い社会的な意思決定のプロセスへの参加や、リスクガバナンスについての専門家のお話を聞くということになっています。

なので、私たち自身が今まで討議してきた5つの課題についての議論が、今日も時間がなくてできませんでしたし、来月もそういう時間を改めて取ることは難しいと思います。3月末までには何らかの形でとりまとめていくことが必要だと思いますので、また皆さんに事務局と連携して御相談申し上げて、場合によってはワーキンググループなどを開いていただくということで、しっかりまとめていきたいと思います。

それらを踏まえた形で今、私の方で最後に申したようなことで、専門調査会自身の在り方も含めて御意見をいただいて、4月以降どういう形で残った課題についても議論をし、工夫を加えていくということが必要かと思います。食品安全委員会の方からもまた御助言いただければと思います。

何か特におっしゃりたいことはございますか。

○中谷内専門委員 内容そのものについてなんですけれども「3. 4 リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」ということで、これそのものはそれでいいと思うんですが、今回話題になっている根本的な問題は何かと言うと、食品安全委員会の存在感が希薄であるとか、何をやっているのかわからないから、もうちょっとそれをわかっ

てもらおうということであれば、こういう意見交換会の募集とか中身をこうやるというだけではなくて、やっていますということのを来ない人に伝える。

安全ダイヤルにかけない人にも、ありますということ伝えるということで、例えばということで3.4のリスクコミュニケーションに係る改善方策のどこかに、やった結果について、より幅広く国民に伝える努力をするということを入れていただいたら、もともとの問題意識にかなうのではないかなと思います。

以上です。

○関澤座長 ほかに言いそびれてしまったという方がございましたらどうぞ。もしございませんでしたら、今日のこの議題についての御討論は、ここで区切りとさせていただきたいと思います。

残りの時間で何か事務局の方で伝言とか何かございますでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 こちらの方からはございません。

○関澤座長 それでは、ちょうど時間ということになり、皆さん今日は食品安全委員会の改善に向けてについて活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。最終報告のまとめまでまだ時間があると思いますので、また後ほどお気づきになった点等ございましたら、事務局あるいは私の方でもお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お忙しいところ御議論御参加ありがとうございました。